

e スマート 10

(主契約料金表)

平成30年7月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

このeスマート10料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は，eスマート10といたします。

3 適用範囲

低圧で電気の供給を受け，電灯または小型機器を使用し，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお，この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，この料金表を適用いたしません。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔平成30年7月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお，供給条件が変更となった場合には，変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (2) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。
- (3) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は，契

約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは，(1)および(2)に該当し，かつ，(3)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約電力

- (1) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち，いずれか大きい値といたします。

- イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。
- ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定

めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

7 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表3（休日扱い日）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、夏季における別表3（休日扱い日）に定める日以外の日は、午前8時から午後1時までおよび午後4時から午後10時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦

課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-------------------|------------|
| 1契約につき最初の6キロワットまで | 1,188円 00銭 |
| 上記をこえる1キロワットにつき | 388円 80銭 |

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

| | |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 37円 92銭 |
|------------|---------|

ロ 生活時間（リビングタイム）

生活時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | |
|------------|---------|---------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 29円 65銭 | 26円 95銭 |

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 15 円 08 銭 |
|-------------|-----------|

9 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、料金を、当社が指定した様式で、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われることを希望され、当社が認める場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、料金を、当社が指定した様式で、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

| | |
|---------------------|------------|
| 1 料金の算定期間および1 契約につき | 108 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

ロ (1)ロまたはハの場合

| | |
|---------------------|------------|
| 1 料金の算定期間および1 契約につき | 216 円 00 銭 |
|---------------------|------------|

10 使用電力量の計量

- (1) 供給条件17（使用電力量の計量）(1)の場合、使用電力量の計量は、原則

として各時間帯別に行い、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、供給条件17（使用電力量の計量）(1)に準じて算定するものといたします。

(2) 供給条件17（使用電力量の計量）(3)の場合の使用電力量は、次によります。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

イ 供給条件17（使用電力量の計量）(3)イの場合、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、30分ごとに計量される使用電力量を、各時間帯ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間および生活時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

ロ 供給条件17（使用電力量の計量）(3)ロの場合、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引き（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）により算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間および生活時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

(3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給条件17（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)および(2)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

(4) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、別表2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）の使用電力量

についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものとし、この場合の各時間帯別の使用電力量は、次によります。

(イ) 供給条件17（使用電力量の計量）(1)または(3)ロの場合、電力量計ごとに(1)または(2)ロにより計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(ロ) 供給条件17（使用電力量の計量）(3)イの場合、(2)イにかかわらず、電力量計ごとに(2)イに準じて計量した各時間帯ごとの値を合算してえた値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間および生活時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

ニ イおよびロの場合で、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時

間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給条件48（計量器等の取付け）
(1)にいう区分装置として取り扱うものいたします。

11 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、平成30年7月1日から実施いたします。

2 帳票発行手数料についての特別措置

平成30年8月31日までに発行する各帳票の帳票発行手数料は、本則9（帳票発行手数料）にかかわらず、申し受けないものといたします。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未満となる場合には、イの値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能

を有すること。

なお、「主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則10（使用電力量の計量）(4)イまたはロの場合で、当社が毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 休日扱い日

この料金表において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日